

議案第 6 2 号

日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成 6 年日出町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項の表金額の欄を次のように改める。

金 額
1 , 1 5 2 円
1 5 0 円
1 6 9 円
2 0 5 円
2 1 1 円
2 1 7 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して供給している排水施設の使用で、同日から令和 7 年 5 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

農業集落排水事業の安定経営を行うため、農業集落排水施設使用料の額を改めたいので提出する。